平成２２年（フ）第１２０２号
名古屋市南区鳴浜町４丁目１番地　鳴浜住宅２棟112号
債務者　下田美津子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９２３号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の23　ラビデンス伝治山105号
債務者　中村　　將
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６９号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目26番地　サンシャイン旭407号
債務者　筒井　史大
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０１号
名古屋市北区浪打町２丁目22番地　グリンコーポ301号
債務者　西林久美子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２５号
愛知県岡崎市東蔵前２丁目16番地８　ソフィアシャングリラ106
債務者　森　　彩子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
三重県松阪市大平尾町55番地
債務者　角野　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第９１号
兵庫県多可郡多可町中区中村町318番地
債務者　笹倉　良平
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第９８号
兵庫県小野市下来住町1073番地
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第９９号
兵庫県小野市西本町553番地の１　ウエストハイツＣ101
債務者　松尾　政広
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３２３号
香川県高松市鬼無町藤井653番地２
債務者　本津　勝子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４６号
香川県三豊市山本町神田1712番地
債務者　中藪　育子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１１０２号
福岡市南区平和２丁目25番１号
債務者　納富　繁信
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０３号
福岡市南区平和２丁目25番１号
債務者　納富久美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６４号
福岡市東区松島１丁目34番16―602号
債務者　新飼　逸洋
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４３号
福岡市南区井尻１丁目33―21ドリームパレス井尻Ｉ205号室
債務者　梶原寿美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４２号
福岡市東区多の津４丁目11番30号
債務者　山澤　文恵
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５５号
福岡市南区大楠１丁目33番13―801号
債務者　早稲田幸司
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０８２号
福岡市博多区南本町２丁目４番16―501号
債務者　三根　　洋
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部